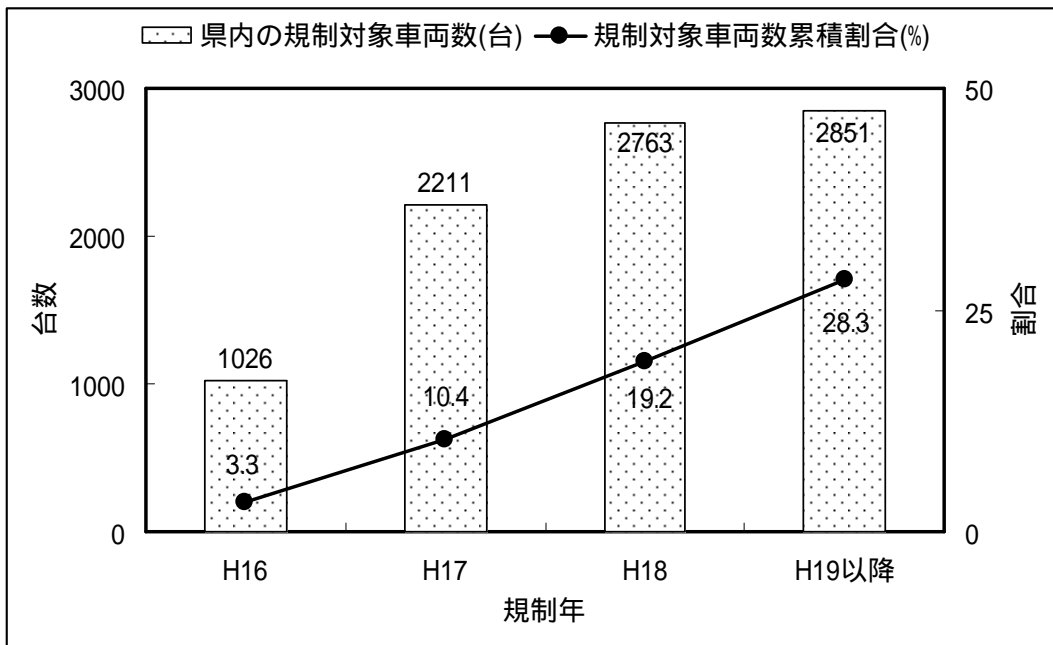


違反車両数及び違反率の増加（H16年度から19年度にかけて）について

初度登録年別の登録台数（条例規制適合及び非適合車両数（自動車保有車両数（（一財）自動車検査登録情報協会、平成16年3月末時点））をもとに、規制非適合車から規制適合車への代替が行われないと仮定すると、規制対象車両数及び規制対象車両の累積割合は平成16年度以降増加することとなる（H16：3.3% H17：10.4% H18：19.2% H19以降：28.3%（下図））。

その一方、規制適合車への代替が進むことや事業者が計画的配車を行い、非適合車を規制対象地域外で運行させる等により非適合車が規制対象地域を運行しなくなる等々の条例規制の効果が現れ、結果として、違反車両数（違反率）が平成16年度から19年度にかけて増加し、平成19年度以降減少することとなったと考えられる。



参考

